

事務連絡
令和5年2月10日

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた
業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）

業種別ガイドラインにつきましては、これまでも感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、各業界において、有識者や関係省庁の助言等を踏まえ、業界ごとに適切な感染防止策を自主的に取りまとめ、適宜見直されてきているところです。

令和5年2月10日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」及び基本的対処方針の変更により、下記の方針が示されました。

- 着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- このマスク着用の考え方の見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮し、3月13日から、学校におけるマスク着用の考え方の見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方に沿った対応をお願いします。
- 各業界団体においては、「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

これらを踏まえ、当室より業種別ガイドラインの見直しのポイントを下記の通り提示しますので、これを基に、関係府省庁においては、所管団体に対し、マスク着用の考え方の見直しの適用日（3月13日）までに、業種別ガイドラインの見直し及び現場や利用者への周知を促進するようお願いいたします。また、各業種別ガイドラインの見直しの内容については、見直しが完了したのものから順次内閣官房コロナ室あて報告をお願いいたします。

「マスク着用の考え方の見直し等について」を踏まえた、業種別ガイドラインの見直しのポイント

- マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。
- マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。例えば、
 - 感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、
 - 客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること、
 - マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること、等が考えられる。

※各業界における業種別ガイドラインの見直しのための参考として内閣官房が公表している参考資料「業種別ガイドラインの見直しのポイント」についても、上記内容を反映し、更新しています。（別添）

※「マスクの着用の考え方の見直し等について」（令和5年2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和5年5月8日に予定されている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが変更された以降の業種別ガイドラインの取扱いについて、下記の通り示されています。

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

業種別ガイドラインの見直しのためのポイント(第6版：令和5年2月10日 ※令和5年3月13日より適用)

【趣旨】

○本資料は、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、各業種別ガイドラインを合理的な内容に見直せるよう、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室において、最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例等）を踏まえ、見直しのためのポイントをまとめたものです。（今後とも定期的に更新する予定です。）

○下記の項目ごとに最新情報に基づく記載のポイントを記載していますので、各業種の業務内容・業務環境等を踏まえ、個別に見直しを検討して下さい。

【構成】

- (1) 感染リスクの評価
- (2) 基本的な感染対策（飛沫感染対策、エアロゾル感染対策、接触感染対策）
- (3) 場面ごとの感染対策の留意点
- (4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報

項目		ポイント（旧）	ポイント（新）	最新情報（専門家の提言、政府事務連絡、業種別ガイドラインの改訂事例）	
(1) 感染リスクの評価					
1	感染リスクの評価 ○業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策の実施	<p>→「感染リスクが高まる「5つの場面」」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「三つの密」 ・「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「三つの密」 ・「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」等を踏まえ、業界・業種の特性に応じた感染リスクの検討・評価、感染状況に応じた対策が重要。 	<p>→新型コロナウイルス感染症対策分科会「感染リスクが高まる「5つの場面」」(2020年10月29日)</p> <p>https://corona.go.jp/proposal/pdf/5scenes_poster_20201211.pdf</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省チラシ「ゼロ密を目指そう！」 https://www.mhlw.go.jp/content/000895877.pdf ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について」(2022年2月4日) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakusuisin/bunkakai/dai12/giisidai_4.pdf 	
(2) 基本的な感染対策					
2-1	飛沫感染対策	○マスクの着用	<p>→適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱。</p> <p>→屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要（人との距離（目安2m）が保てず、会話をする場合は着用。）</p> <p>→屋内では、人との距離（目安2m）が保てて、会話をほとんど行わない場合を除き、マスクを着用。</p> <p>→病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着用については、重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とすることや、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、事業者から利用者や従業員に対して、必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はない。 ・マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることが許容される。 <p>例えば、</p> <p>感染対策上又は事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、</p> <p>客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること</p> <p>マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回避のため従前のマスク着用を求めること等が考えられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省HP「マスクの着用について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_0001.html ・新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」(2023年2月10日) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf
		○人と人との距離の確保	<p>→その他の感染対策の実施や場面に依りて個別の対人距離を設定している事例もある。</p> <p>→例えば、イベントの客席等において、マスクの着用や換気の徹底を前提に、「人と人が触れ合わない距離での間隔」としている。</p> <p>→経団連や遊園地テーマパークのガイドラインでは、マスクの着用や換気の徹底などを前提に、オフィス内や待機列などでの対人距離を設定。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「人と人が触れ合わない距離での間隔」 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(2023年2月10日) https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimurenaku_seizen_20230210.pdf →経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」四訂について（2022年6月17日） https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html →「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2022年10月7日改訂) https://www.e-yuenchi.com/pdf/amusement_park_guideline.pdf
		○パーティションの設置	<ul style="list-style-type: none"> ・対面する場面などで、人と人との距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効。ただし、2-2エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。 ・経団連のガイドラインでは、パーティションがなく対面する場合には、一定の距離を保てるよう、工夫することを記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対面する場面などで、人と人との距離が確保できない場合等には、パーティションの設置による飛沫感染対策が有効。ただし、2-2エアロゾル感染対策の観点から、空気の流れを阻害しないパーティションの設置に留意すること。 ・経団連のガイドラインでは、パーティションがなく対面する場合には、一定の距離を保てるよう、工夫することを記載。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房コロナ室等「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について（改定その8）」(2023年2月10日) https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimu_inshokuten_daisanshanishou_20230210.pdf ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」(2022/7/14) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kankei_teigen.pdf ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（オフィス版・製造事業場版）」四訂について（2022年6月17日） https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html
		○咳エチケット	<ul style="list-style-type: none"> ・咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる咳エチケットが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省HP「咳エチケット」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html

(2) 基本的な感染対策 (つづき)					
2-2	エアロゾル感染対策	○効果的な換気	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械換気による常時換気」または「窓開け換気 (可能な範囲で2方向)」 ※いずれの場合も、必要な換気量目安: 1人当たり換気量30m³/時 二酸化炭素濃度目安: おおむね1,000ppm以下 ※HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。 ・空気の流れを阻害しないパーティションの設置や局所的に生じる空気よどみの解消 ・上記等を踏まえて、経団連などは換気に関する記載を改訂。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「機械換気による常時換気」または「窓開け換気 (可能な範囲で2方向)」 ※いずれの場合も、必要な換気量目安: 1人当たり換気量30m³/時 二酸化炭素濃度目安: おおむね1,000ppm以下 ※HEPAフィルタ付きの空気清浄機の使用も有効。 ・空気の流れを阻害しないパーティションの設置や局所的に生じる空気よどみの解消 ・上記等を踏まえて、経団連などは換気に関する記載を改訂。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策分科会「換気の提言」(2022年7月14日) https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/fu/taisakuisin/bunkakai/dai17/kankei_teigen.pdf ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (オフィス版・製造事業場版)」四訂について (2022年6月17日) https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html
		○マスクの着用 (2-1に同じ)	2-1に同じ	2-1に同じ	
		○人と人との距離の確保 (2-1に同じ)	2-1に同じ	2-1に同じ	
2-3	接触感染対策	○手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none"> ・手指に付着したウイルスを洗い流すには、石鹸と流水による手洗ひまたは、アルコール消毒が有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手指に付着したウイルスを洗い流すには、石鹸と流水による手洗ひまたは、アルコール消毒が有効。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省チラシ「正しい手の洗い方」 https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf ・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
		○共用部の消毒	<ul style="list-style-type: none"> ・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・設備や物品等につき、業態を踏まえた適度の消毒を求める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (オフィス版・製造事業場版)」四訂について (2022年6月17日) https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html
		○人と人との距離の確保 (2-1に同じ)	2-1に同じ	2-1に同じ	
(3) 場面ごとの感染対策の留意点					
3-1	飲食を行う施設を有する場合	○飲食時	<ul style="list-style-type: none"> ・座席間隔の確保 (又はパーティションの設置) ※少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。 ・手指消毒の徹底 → 食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・座席間隔の確保 (又はパーティションの設置) ※少人数の家族や日常的に接している少人数の知人等の同一グループ、介助者同席の高齢者・乳幼児・障害者等が同席する場合は除く。 ・手指消毒の徹底 ・換気の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房コロナ室「飲食店における感染防止対策を徹底するための第三者認証制度の導入について (改定その8)」(2023年2月10日) https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimu_inshokuten_daisanshaninshou_20230210.pdf
		○ビュッフェスタイルでの飲食物提供時	<ul style="list-style-type: none"> ・取り分け用のトング等を共有する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う (使い捨て手袋の着用は求めない)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り分け用のトング等を共有する場合、利用者は使用前に手指消毒を行う (使い捨て手袋の着用は求めない)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外食業の事業継続のためのガイドライン (2022年12月13日) http://www.ifnet.or.jp/contents/files/safety/FSguideline_221213kai.pdf
3-2	共有部	○トイレ	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドドライヤーは、使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハンドドライヤーは、使用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン (オフィス版・製造事業場版)」四訂について (2022年6月17日) https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html
		○ごみ捨て時	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」 	<ul style="list-style-type: none"> ・マスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」「ごみを捨てた後は手を洗う」 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境省「ごみ処理方法のチラシ」 https://www.env.go.jp/content/900537202.pdf
3-3	その他の場面	○大声を出す場面	<ul style="list-style-type: none"> → 応援や歌など、大声を出す場合には、飛沫感染→エアロゾル感染のリスクが高くなることに留意し、2-1飛沫感染対策→2-2エアロゾル感染対策に必要な措置を講じることが重要。 		<ul style="list-style-type: none"> → 内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」別紙2 (2023年1月27日) https://corona.go.jp/package/assets/pdf/iimurenaku_seigen_20230127.pdf
		○人と人が長時間対面で会話する場面	<ul style="list-style-type: none"> → 人と人が長時間対面で会話する場面では、飛沫感染→エアロゾル感染のリスクが高くなることに留意し、2-1飛沫感染対策→2-2エアロゾル感染対策に必要な措置を講じることが重要。 		<ul style="list-style-type: none"> → 厚生労働省HP「マスクの着用について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00091.html → 理化学研究所「飛沫やエアロゾルの飛散の様子を可視化し有効な感染対策を提案」→「富士」による新型コロナウイルス対策その11 (2020年11月20日) https://www.rccs.nken.jp/highlights/pickup2/

(4) 従業員等の行動管理に関する扱い等の情報					
4-1	集客施設・イベント等における利用者等への対策	○有症状者の入場の防止	<p>(実施例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有症状者の利用自粛の呼びかけ。 ・入場時の検温。 	<p>(実施例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有症状者の利用自粛の呼びかけ。 ・入場時の検温。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(2023年2月10日) https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20230210.pdf
		○有症状者や陽性者、濃厚接触者等の適切な扱い	<p>(有症状者に対する対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能。 ・有症状時は出勤しないことを呼びかけ。 <p>(陽性者の療養期間等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽性者の療養期間の短縮。 ・療養時の外出自粛の取扱いの変更。 <p>(濃厚接触者の扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の待機期間の短縮 ・高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めない。 ※自治体によっては、保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合がありますことに留意。 	<p>(有症状者に対する対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65歳未満の重症化リスクの少ない者であって、症状が軽い又は無症状の方は、自己検査結果を健康フォローアップセンター等に連絡し、医療機関の受診を待つことなく健康観察を受けることが可能。 ・有症状時は出勤しないことを呼びかけ。 <p>(陽性者の療養期間等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陽性者の療養期間の短縮。 ・療養時の外出自粛の取扱いの変更。 <p>(濃厚接触者の扱い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃厚接触者の待機期間の短縮 ・高齢者施設・医療機関や保育園等を除く事業所等について濃厚接触者の特定・行動制限は基本的に求めない。 ※自治体によっては、保健所による濃厚接触者の特定を実施する場合がありますことに留意。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省「オミクロン株のBA.5系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」2022年7月22日(8月24日最終改正) https://www.mhlw.go.jp/content/000980108.pdf ・厚生労働省「Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」2022年9月12日(9月22日最終改正) https://www.mhlw.go.jp/content/000993000.pdf ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」(2022年9月13日) https://www.mhlw.go.jp/content/000989624.pdf ・厚生労働省「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(2022年7月30日一部改正) https://www.mhlw.go.jp/content/000971531.pdf
4-2	従業員等の行動管理等	○検査やワクチン接種の推進	<p>(職場における検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査を管理する従業員を定めて実施すること ・国が承認した検査キットを用いること ・重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること <p>(ワクチン接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員等へのワクチン接種の有効性の発信。 	<p>(職場における検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検査を管理する従業員を定めて実施すること ・国が承認した検査キットを用いること ・重症化リスクの高い方は、検査の実施によって受診が遅れることがないように留意すること <p>(ワクチン接種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員等へのワクチン接種の有効性の発信。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について(協力依頼)」(2022年8月10日) https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf ※職場における検査を行う場合には下記事務連絡を参照。 ・厚生労働省・内閣官房コロナ室「職場における検査等の実施手順(第3版)について」(2022年10月19日) https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf ※本事務連絡で購入可能とした抗原定性検査キットの一覧表は以下を参照 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html ・厚生労働省HP「新型コロナウイルスワクチンについて」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
		○海外渡航歴を有する者の出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省HP「水際対策」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html
		○テレワークの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲でテレワークを推奨。 	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な範囲でテレワークを推奨。 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房コロナ室「出勤者数の削減(テレワーク等の徹底)について」(2022年7月15日) https://corona.go.jp/telework/pdf/jimurenaku_shukkinsha_sakugen_20220715.pdf ・経団連「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(オフィス版・製造事業場版)」四訂について(2022年6月17日) https://www.keidanren.or.jp/policy/2022/064_gaivo.html
		○検査やワクチン接種の推進	<p>(医療機関・保健所からの証明書等の取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等(療養証明書、検査陰性の証明書等)を求めない。 	<p>(医療機関・保健所からの証明書等の取得)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員等に対して、医療機関や保健所が発行する検査証明書等(療養証明書、検査陰性の証明書等)を求めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮に関する要請について(協力依頼)」(2022年8月10日) https://www.mhlw.go.jp/content/000975364.pdf
		○海外渡航歴を有する者の出勤	<ul style="list-style-type: none"> ・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外渡航歴を有する者の出勤などは、政府が定める日本入国時の検疫措置に沿って対応。 	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省HP「水際対策」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(参考：改訂履歴)

第1版(令和4年10月17日) : 初回作成

第2版(令和4年11月8日更新) : 「4-2従業員等の行動管理等」のうち、(職場における検査)の項目を最新の事務連絡に合わせて更新

第3版(令和4年11月11日更新) : 「4-1集客施設・イベント等における利用者等への対策」のうち、COCOAの機能停止について、最新の事務連絡に合わせて更新

第4版(令和4年12月14日更新) : 「3-1飲食を行う施設を有する場合」を、外食業の業種別ガイドライン及び飲食店の第三者認証基準(案)の改正に合わせて更新
座席間隔補確保(又はパーティションの設置)を求める措置の例外、ビュッフェスタイルでの留意事項を追記

第5版(令和5年1月27日更新) : 「3-3その他の場面」のうち「大声を出す場面」や、「4-1集客施設・イベント等における利用者等への対策」等について、「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の改定に合わせて更新

第6版(令和5年2月10日更新) : 「2-1飛沫感染対策 ○マスクの着用」や、マスク着用に関連する、「2-1飛沫感染対策 ○人と人との距離の確保」、「3-1 飲食を行う施設を有する場合 ○飲食時」等を、「マスク着用の考え方の見直し等について」(2022年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)を踏まえ、更新(令和5年3月13日より適用)